

アクティブ Active

筑波大学教職員組合つくば連絡会

筑波大学労働組合つくば連絡会 A

(人事院登録 職員団体 3-963)

2004年2月12日(木) No. 24

連絡先 齋藤静夫(質工): 内線5012

E-mail ssaito@ims.tsukuba.ac.jp

ホームページ

<http://fweb.midi.co.jp/~wout/>

発行・編集責任者 松本栄次(地球)

法人化を目前！ 質問・疑問が寄せられています

< Q1・法人の8人の役員・理事に、事務局長が含まれるのですか？ >

「国立大学法人法」で決まった役員＝理事(筑波大学は8人)について、本学では副学長6名、病院長、学校教育局長の8名が兼務する案が検討されています。筑波大学新聞の記事では、事務局長が役員＝理事を兼務する になっています。

本学の事務局長は、文科省のいわゆるキャリア組が異動を繰り返してきました。事務局長が役員＝理事に含まれるのか、含まれることは、政府・他法人・文部省関係者からの“天下り”に当たらないのか、質問・疑問が寄せられています。

< A1・選任理由を公表し、批判されることのないよう節度を持って対応する >

国立大学法人法の第十四条は、「学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。」となっています。これは、「大学は学外者の意見をとりいれよ」という意味で、一方、世の中には、公務員の天下りを批判する強い声があります。理事の1人は、学外(民間人?)からになると思われま

す。国立大学法人法の成立に先立ち、参院文教科学委員会では、賛否議論の上、23事項の「附帯決議」が採択されました。また、昨年6月7日付け朝日新聞の朝刊では、石弘光 一橋大学長・国大協会会長が、「世間の批判に応える意味でも、ゆめゆめ大学法人の監事や役員に文科省関係者を送り込もうとなどと考えてもらっては困る」と述べています。

「附帯決議」の一部を以下に抜粋します。

「国立大学法人法等6法案」に対する附帯決議

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。 二、(略)

三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員を選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。

監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。 四、(以下略)

< 寄せられている意見 >

「渡り鳥・腰掛の理事では、職員のためにはならない。」「文科省キャリアであっても、任期をまっとうし、本気で仕事をする(骨を埋める決意である)場合は、理事に選任されてもいいかもしれない。」

**法人化まで2ヶ月足らず。
働きすぎ・過労は事故のもと。
職場のまわりに目を配り、
働きすぎ・過労と事故をなくそう。**

< Q2・同意をお願いされて任期制になった教員は、法人では、有期雇用になるのですか？ >

濱口人事委員長は、2002年の2月評議会に「筑波大学教員の定年年齢について(中間報告)」を提出しました。この中間報告の結論は、『定年年齢を65歳とし、同時に全学の教員ポストに任期制を導入する。任期制は、新規任用の教員から適用する。また、現在任用されている教員についても、早期に任期制を適用できるように、任期制の運用方法を検討することが望ましい』と述べていました。この報告の影響の

下で、基礎医学系では全教員ポスト任期制が承認(構成員数の過半数をわずかに超える賛成で承認)されました。直後の評議会で学則が改定され、現任の講師・助教授・教授に対して、任期制の適用が“お願いされ”、短期間のうちにそれぞれ5年・6年・7年の任期がつかしました。

この場合も、労働基準法に従って有期雇用=期間を定めた雇用になるのか、質問・疑問が寄せられています。

< A2・従来の公務員の制度に、4月1日から労働基準法を適用するといっても無理がある >

有期雇用とするかどうかは、就業規則に基づいて(労働契約で)決まります。しかし、全国どの大学でも、任期制教員を有期雇用とするか未定です。“おそらく、有期雇用になる”という事務局担当者もいます。

基礎医学系では、始めは任期制でない公務員として任用され、学系の業績評価基準に従うこと、再任が有ることを前提に任期制に同意した人が多いのが現状です。導入から本年度末で2年が経過しますので、講師の場合、任期として3年が残りを、法人で労働基準法をそのまま適用すると、3年間の有期雇用ということになってしまいます。再雇用も可能ですが、

これを繰り返すことには、法律上の問題があります。万一、再雇用されない場合、期間満了で解雇されるので、不当解雇を訴えても裁判の勝ち目はゼロです。

基礎医学系の導入事例から考えると、有期雇用=期間を定めた雇用に同意しない教員は、法人化時に、**期間に定めのない正規職員とするべきです。**

組合には当時、大学当局に同意の強要をやめさせてほしいという強い訴えがあり、即刻、事務担当に報告するとともに、大学当局に5項目緊急要望書を提出しました。当時の北原学長の回答を以下に抜粋します。

2002年4月22日 全教員ポスト任期制導入問題についての5項目緊急要望 (1)(2)(5)は略(3)・・・(中略)・・・任期制を導入した学系での事例を明らかにすること。
 (4) 基礎医学系で同意書提出強要がなかったのかどうか、調査すること。
 2002年5月30日 北原学長の回答要旨
 (3) 基礎医学系の事例では、13年4月運営委員会で検討を始め、14年3月教員会議で案を決め、学長副学長会議、人事委員会で審議の後、3月20日評議会で了承が得られ、規則改正を行った。27日に学系長から同意書を提出した教員の任期付任用の申し出があり、4月1日付で任用換を発令した。
 (4) 現任者に対し、任期付任用への任用換に同意することをお願いした。 (アンダーラインは今回加筆)

一方、昨年12月の評議会で、「筑波大学教員の定年年齢について」の議論は白紙になりました。その理由の一つは、この案が全教員ポスト任期制導入とリンクした案であったからです。

< Q3・労働組合・ユニオンには、教授と管理職は加入できるのですか？ >

本学では3年前まで教職員組合の組織とユニオンがありませんでした。さすがに最近では、「本学では組合と大学生協を作らせない」という人はいなくなりました。しかし、4月1日から、労働基準法に従って過半数の労働組合・ユニオン

を作れと言われても、無理があります。法人化後には多数参加の労働組合・ユニオンが必要です。教授、事務系技術系職員の管理職は、労働組合・ユニオンに加入できるのか、質問が寄せられています。

< A3・労働者が自主的に決め、特別な管理職(役職)でない教授は加入できる >

文部省と大学当局は、本学の設置時に教授全員を管理職指定していますが、随時見直すことができるもので、法律に基づくものではありません。私たちは、人事院と本学事務局の担当者との間で、協議を行いました。

法人化後に、特別な管理職(教育・研究組織の長等の役職)

でない教授と一般の教職員とで同じ労働組合・ユニオンを作るかは、労働者が自主的に決めることで、同一組織にすることは可能です。なお、特別な管理職である教授、事務職員の中の人事課長、部課長、支援室長など使用者側の職務にある者、附属学校の副校長などは、別に考えることとなります。

今年は猿年・来年は酉年・再来年は戌年・・・ <法人の役員ポスト>・・・ 今年は猿年・来年は酉年・再来年は戌年

								
学長	理事 副学長	理事 副学長	理事 副学長	理事 副学長	理事・事務局長 副学長	理事 病院長	理事 学校教育局長	学外理事 副学長

<法人化後の就業規則・労使協定で決まる労働条件に関する要求アンケート>に御回答いただきありがとうございます。ひきつづき、ご協力をお願いいたします。寄せられた意見を紹介いたします。

大学教員・現行の教育職(一)に裁量労働制を導入することについて

- ・ 裁量労働制自体について未だよくわかっていないので、賛成か反対か言えない。
- ・ 評価制度を確立した上での導入ならばよいと思う。
- ・ 裁量労働制を濫用して、授業の時しか来なかったり、他大学で非常勤講師をしたりして、本来の勤務すべき大学での仕事をあきらめている例が多いと聞く。
- ・ 常勤職員のように、教員の勤務状況を朝9時頃から夜5時頃までは大学にしている事の方が望ましいと思う。
- ・ 裁量労働制を口実に労働強化しないことを求める。

有給休暇について、従来どおり1時間単位での取得を可能にすることについて

- ・ 短時間で済む用事で休む場合もあるから、1時間単位で取得できる方がよい。
- ・ 朝、出勤途中に、役所、銀行、郵便局によってくるなどの場合、また、家族の介護、子供を保育園に預けてくるなどの場合には、1時間単位での休暇があったほうがよいと思う。
- ・ 例えば、子供が小さく頻りに病院に行くことも多く、1、2時間で済むところ、半日単位等になった場合、休暇が不足して欠勤等になってしまうこともあると考えられるから、1時間単位での取得に賛成する。
- ・ 通院しているので1時間単位で取れる方がいい。
- ・ 平日昼に市役所などへ手続きに行くのに必要なので、時間休でとれると便利なので、賛成。
- ・ 便利に活用していたので、1時間単位に賛成です。

8時30分始業に対する終業時間が、従来の午後5時が5時15分になることについて

- ・ 拘束時間が長くなるので、反対する。
- ・ 時間休が使えるなら、(条件付で)みとめる。
- ・ 実質的な昼休みを15分長くできるのならば終業時間が5:15でもよい。
- ・ 変更の理由がよくわからないので、反対する。
- ・ 時間になってすぐに仕事を切り上げるわけではない。しかし、結局、職場にいななければならない時間がふえるだけだから、反対する。
- ・ 1日8時間労働を義務とするのではなく、1日7時間45分労働またはそれ以下の時間に設定すればよいと思う。
- ・ 法人化により、いろいろな面で教職員に対する負担が増えている。職員は人員が減って、しかも給料は下げられる。さらに終業時間の延長ではあまりに負担が大きい。労基法上でも必ずしも1日8時間働く必要はない。

事務系職員・技術系職員・病院職員の定年について

- ・ 教員と事務系・技術系職員の定年の格差は是正されるべきである。
- ・ 年金を受け取れる年齢が65歳からとなっており、それまでの空白期間をどうするか、問題となっています。世間の動きでは、定年を延長するか、再雇用するかという話が出ています。できれば65歳定年が望ましいと思う。
- ・ 希望する人は再雇用をみとめてあげるのであれば60才でよいと思う。
- ・ 教員と職員に平等という面からは定年年齢を同一の年齢にすべきです。

アクティブ Active ワーカーズアイ Worker's eye

読んで役に立つ **意見広告募集** 元気がでる

広告料：4分の1ページ 3,000円(3,000枚発行)

第4回 法人化問題シンポジウム

2004年3月26日(金)(予定)

主催 法人化問題シンポジウム実行委員会

協賛 筑波大学教職員組合

場所 筑波大学第二学群 2H201 教室(予)

法人では、労働安全衛生法に基づく安全委員会の委員を推薦する代表を選ぶ必要があります。私たちは、この代表の候補者、就業規則に意見を書く代表の候補者、当局と労使協定を結ぶ代表の候補者、として立候補を表明しています。代表の選出方法について意見のある方、代表に立候補する意思のある方は、ご連絡ください。私たちが代表として信任しない方は、ご連絡ください。

< 法人化後の就業規則・労使協定で決まる労働条件に関する要求アンケート >

2004年2月12日 筑波大学教職員組合つくば連絡会

筑波大学労働組合つくば連絡会 A (人事院登録 職員団体)

< 各回答の 1.2.3.4 の番号に 、または意見を記入し、齋藤静夫(質工)が編集委員に返送して下さい >

大学教員・現行の教育職(一)に裁量労働制を導入することについて

質問 : 裁量労働制のしくみと導入理由について

回答 : 1. 十分理解している。 2. だいたい理解している。 3. よくわからない。 4. 全くわからない

質問 : 裁量労働制にすることについて

回答 : 1. 賛成する。 2. 条件付で認める。 3. 条件付で反対する。 4. 反対する。

について質問・要求・意見の記入欄

有給休暇について、従来どおり1時間単位での取得を可能にすることについて

回答 : 1. 賛成する。 2. 条件付で認める。 3. 条件付で反対する。 4. 反対する。

について質問・要求・意見の記入欄

8時30分始業に対する終業時間が、従来の午後5時が5時15分になることについて

質問 : 15分遅くなり、残業の開始時間も午後5時30分となる変更点、およびその変更理由について

回答 : 1. 十分理解している。 2. だいたい理解している。 3. よくわからない。 4. 全くわからない

質問 : 終業時間、および残業開始時間を変更し、遅くすることについて

回答 : 1. 賛成する。 2. 条件付で認める。 3. 条件付で反対する。 4. 反対する。

について質問・要求・意見の記入欄

事務系職員・技術系職員・病院職員の定年について

質問 : 大学教員・現行の教育職(一)の定年年齢(63歳)と異なり、60歳であることについて

回答 : 1. 賛成する。 2. 条件付で認める。 3. 条件付で反対する。 4. 反対する。

について質問・要求・意見の記入欄

質問: あなたの職種 回答: 1. 教員。 2. 事務系職員。 3. 技術系職員。 4. 病院職員。 5. その他。